

「川崎市子ども・子育て会議」における利用定員の設定について

1 各部会の所掌事務について

子ども・子育て会議の所掌事務について、子ども・子育て会議条例の第2条の規定により、子ども・子育て支援法及び認定こども園法において掲げられた次の事務を行うものとなっております。
利用定員の設定について検討する部会は、教育・保育検討部会となっております。

所掌事務	根拠法令	担当部会
<u>特定教育・保育施設の利用定員の設定</u>	子ども・子育て支援法 第77条1項1号	<u>教育・保育検討部会</u>
<u>特定地域型保育事業の利用定員の設定</u>	子ども・子育て支援法 第77条1項2号	<u>教育・保育検討部会</u>
市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は 変更	子ども・子育て支援法 第77条1項3号	計画策定部会 教育・保育検討部会 子ども・子育て支援検討部会
子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ 計画的な推進に関し必要な事項等	子ども・子育て支援法 第77条1項4号	計画策定部会 教育・保育検討部会 子ども・子育て支援検討部会
幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可	認定こども園法 第17条3項、25条	教育・保育検討部会
幼保連携型認定こども園の事業の停止、施設の 閉鎖命令	認定こども園法 第21条2項、25条	教育・保育検討部会
幼保連携型認定こども園の認可の取消し	認定こども園法 第22条2項、25条	教育・保育検討部会

2 利用定員と給付の関係（概要）

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を審議会での審議を経て定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費を支払います。

3 利用定員の設定に関する法律上の規定

利用定員を定めるにあたっては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に次のとおり定められています。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（＝1号・2号・3号認定）
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分（＝1号認定）
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（＝2号・3号認定）
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

※地域型保育事業に関しても、同様の規定がされていますが、地域型保育事業は市町村事業であるため都道府県との協議に関する規定はありません。

4 審議内容

本市の子ども・子育て会議は、法第77条の審議会に位置付けており、法第31条第3項の規定に基づく神奈川県との利用定員の協議スケジュールを踏まえ、本日の教育・保育検討部会では、同条第2項に基づく教育・保育施設の利用定員の設定について、意見を聞くものです。

5 新制度開始時（平成27年4月1日）の利用定員とそれ以降の利用定員の設定について

（1）平成27年4月1日における利用定員の設定

- 現行の施設については「みなし確認対象の施設」とし、現在の利用状況等を踏まえて利用定員を設定しております。
- 平成27年4月から運営を開始する新規開設園については、「みなし確認以外の施設」とし、今後の実際の入所状況を踏まえ、利用定員を設定することになります。

（2）新制度開始後の利用定員の設定及び変更

- 新設施設や新制度に移行する幼稚園は、認可後に、開所時期や入所状況を踏まえ、利用定員を設定することになります。

●運営している施設については、必要に応じて利用定員の変更等が生じた際に、利用定員を再度設定することとなります。

(参考)

●子ども・子育て支援法 第77条第1項第1号～第4号

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

●認定こども園法 第17条第3項

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園(新設)を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。)の認可を受けなければならない。

… 2項省略 …

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

●認定こども園法 第21条第2項

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合に(新設)おいては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
 - 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

●認定こども園法 第22条2項

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、(新設)この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

●認定こども園法 第25条

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二（新設）項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。